

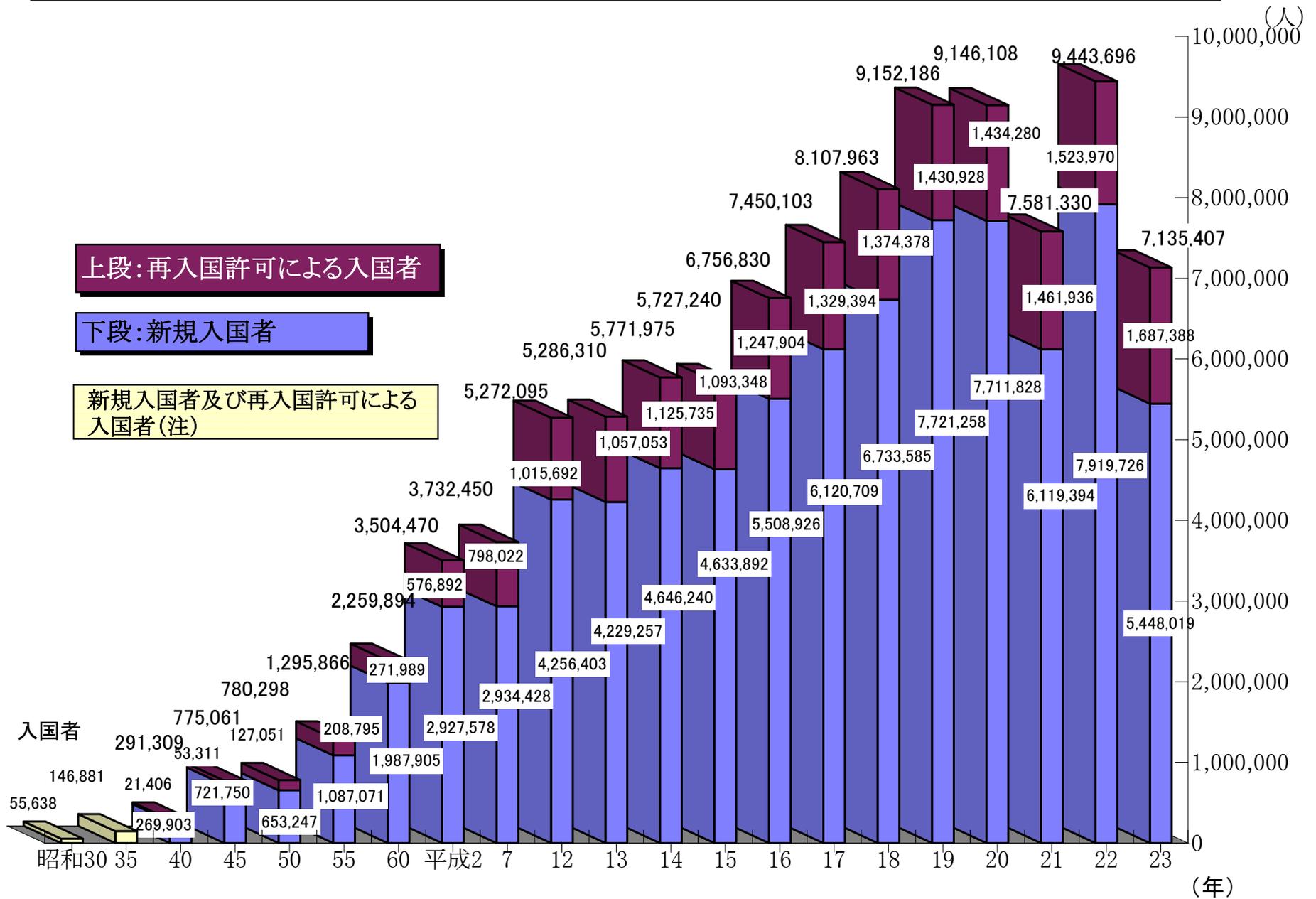
昨今の外国人入国・在留の状況と 出入国管理政策について



平成24年5月

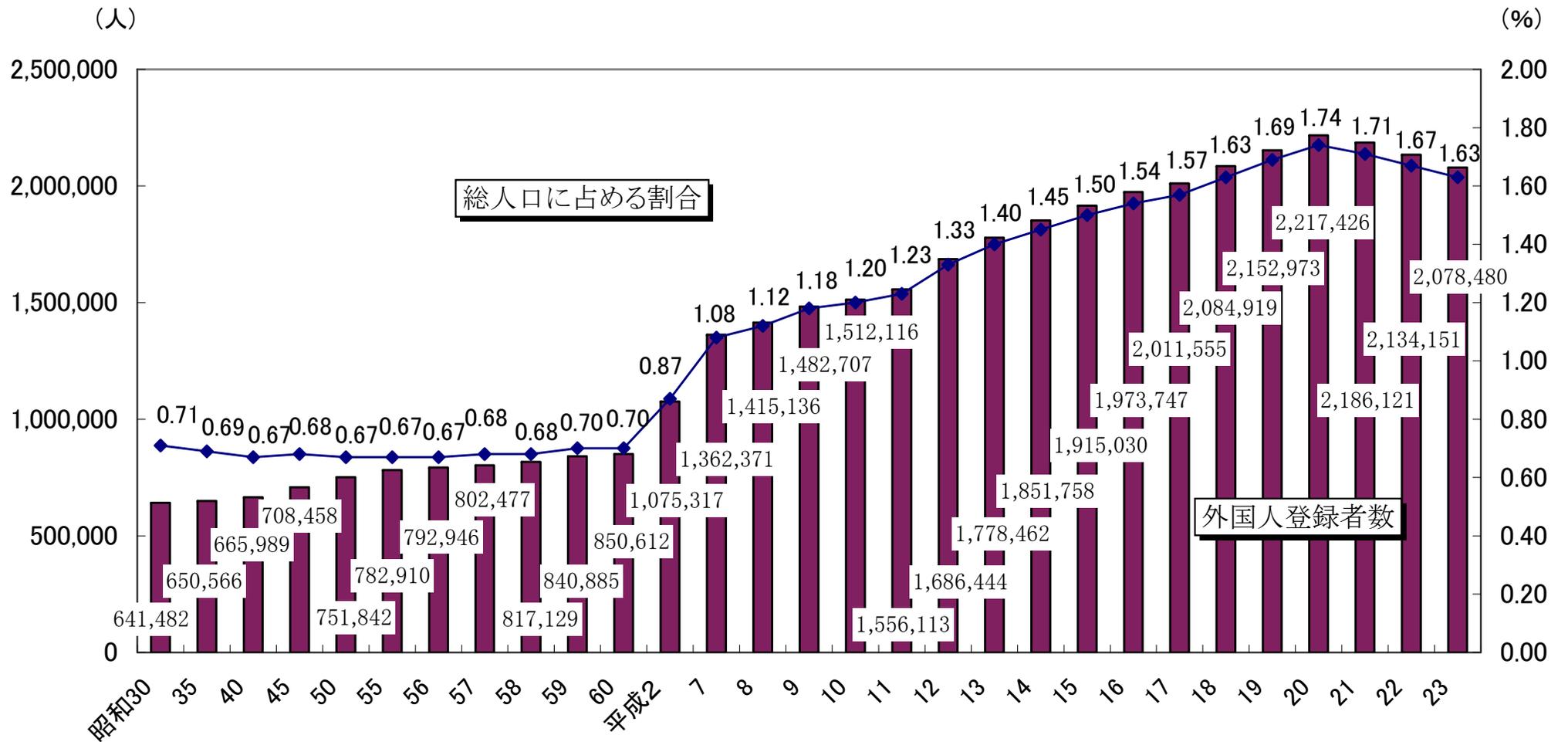
法務省

1 外国人入国者数の推移



(注) 昭和30年及び35年は、入国者の内訳を算出していない。

2 外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



(注1) 「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。平成23年は速報値。

(注2) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

3 在留資格別外国人登録者数の推移

(人)

2,500,000

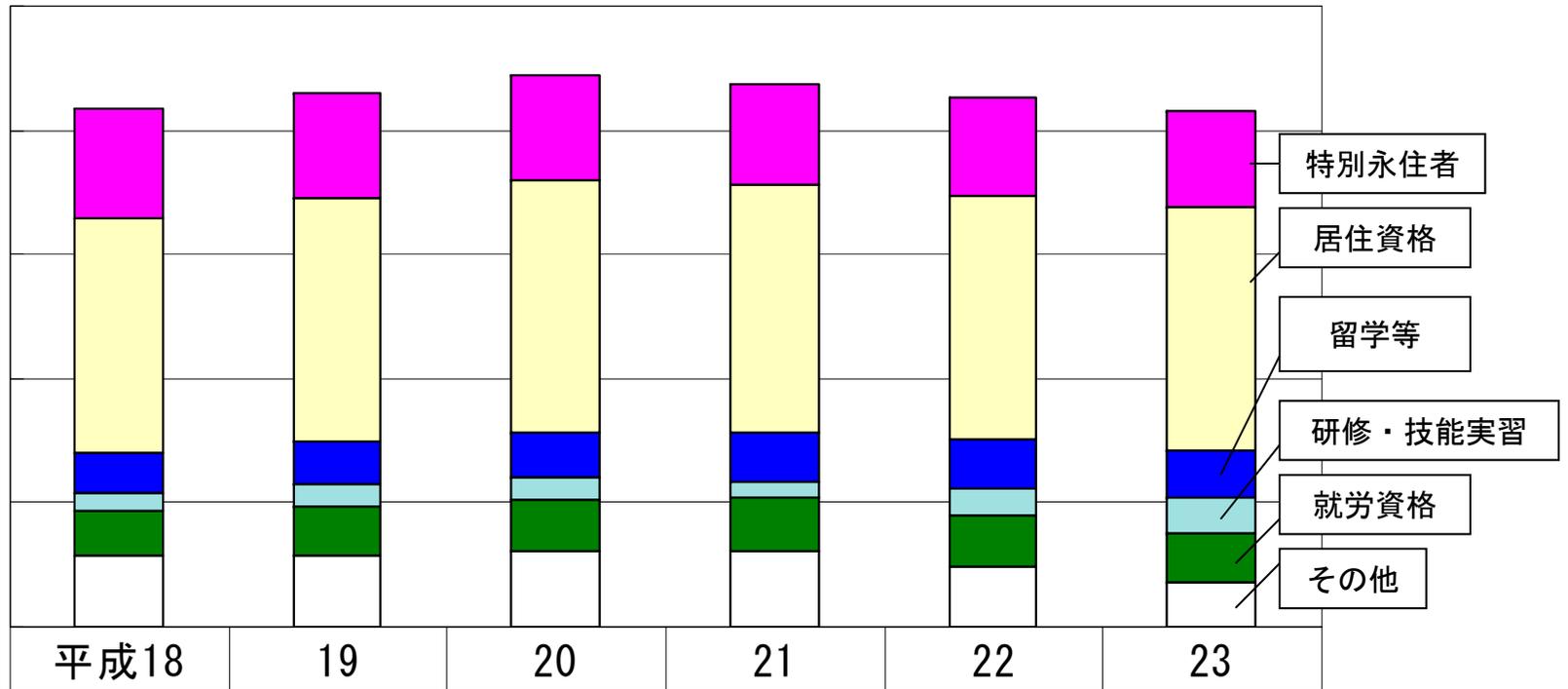
2,000,000

1,500,000

1,000,000

500,000

0



■ 特別永住者

■ 居住資格

■ 留学等

■ 研修・技能実習

■ 就労資格

□ その他

(注)

・ 居住資格：在留資格「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」

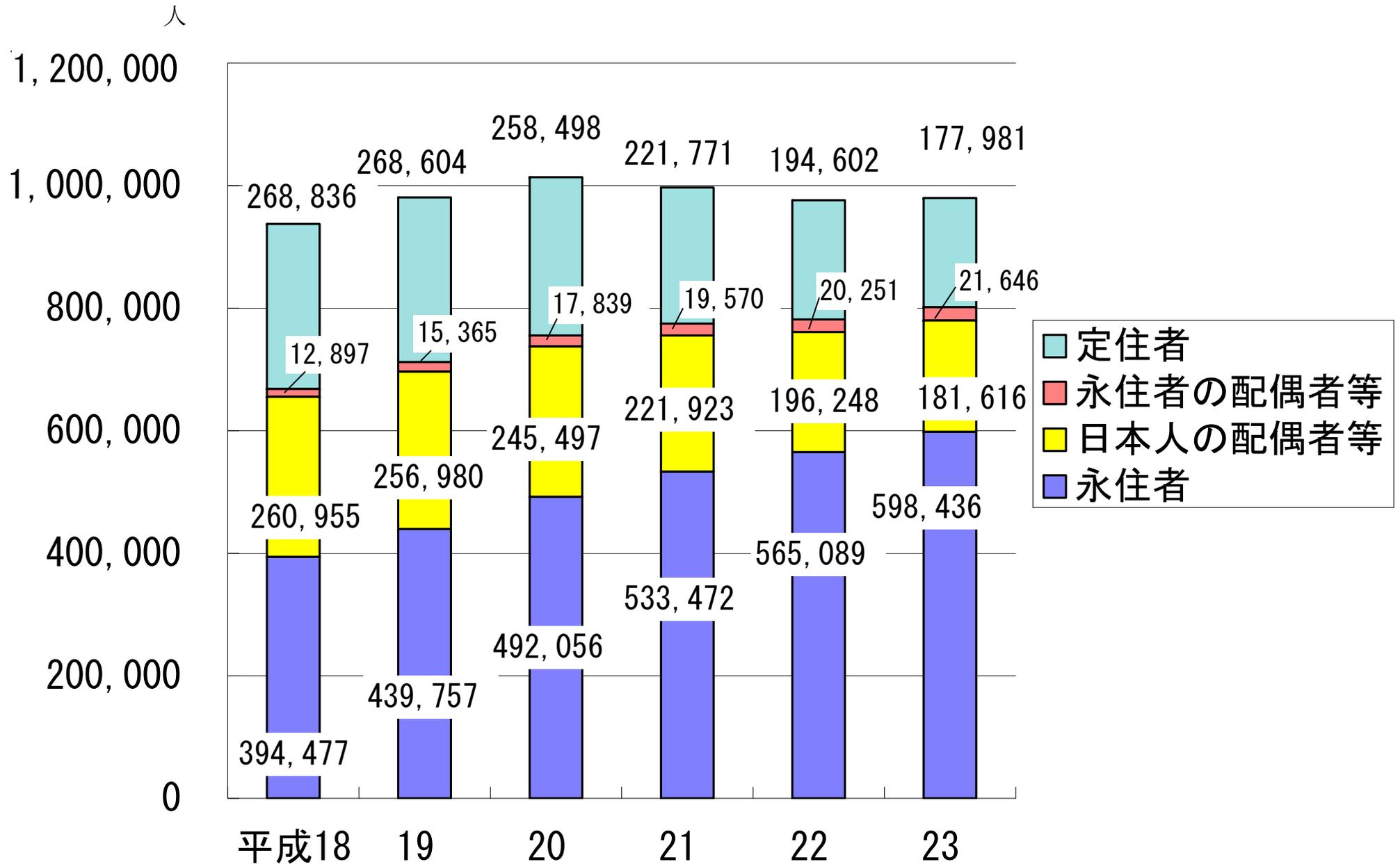
・ 留学等：在留資格「留学」「就学（平成22年から「留学」と一本化）」

・ 就労資格：在留資格「教授」「芸術」「宗教」「報道」「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」

・ その他：在留資格「短期滞在」「特定活動」「文化活動」「家族滞在」や一時庇護等

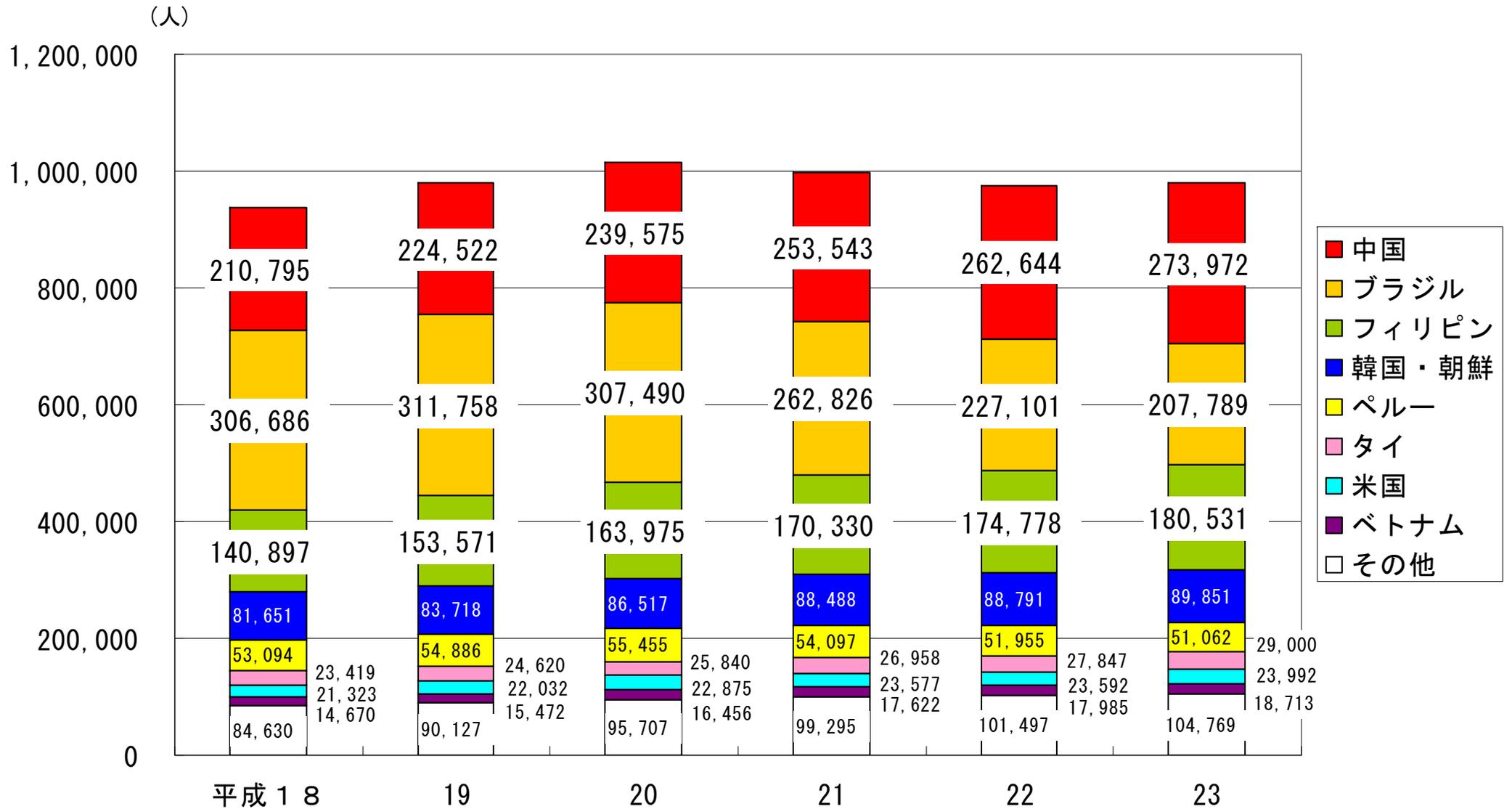
・ 平成21年までは技能実習の一部は在留資格「特定活動」に含まれる。平成23年は速報値。

4 居住資格の外国人登録者数の推移



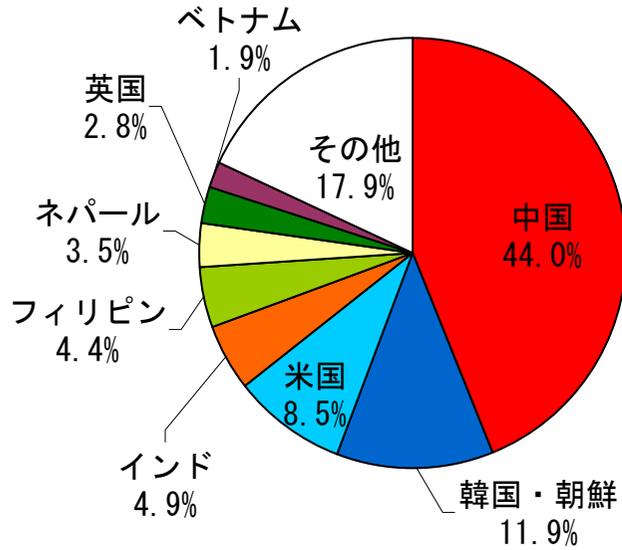
※平成23年は速報値

5 居住資格の外国人登録者数の推移(国籍別)

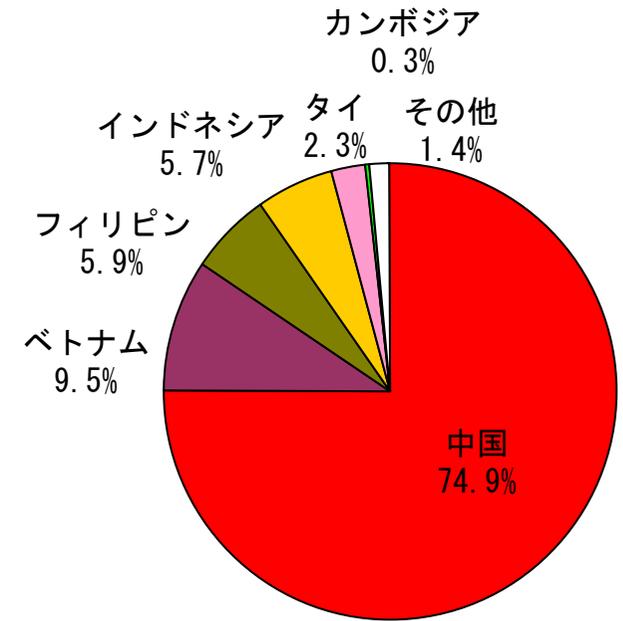


※ 平成23年は速報値。

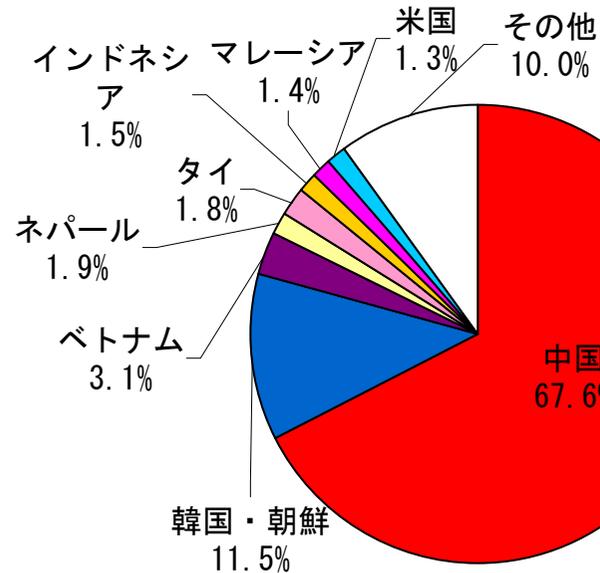
(参考) 主な在留資格ごとの国籍別外国人登録者割合(平成23年)



就労資格



研修・技能実習



留学

(注)
 ・就労資格：在留資格「教授」「芸術」「宗教」「報道」「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」
 ・速報値。

6 新しい在留管理制度の導入の理由について

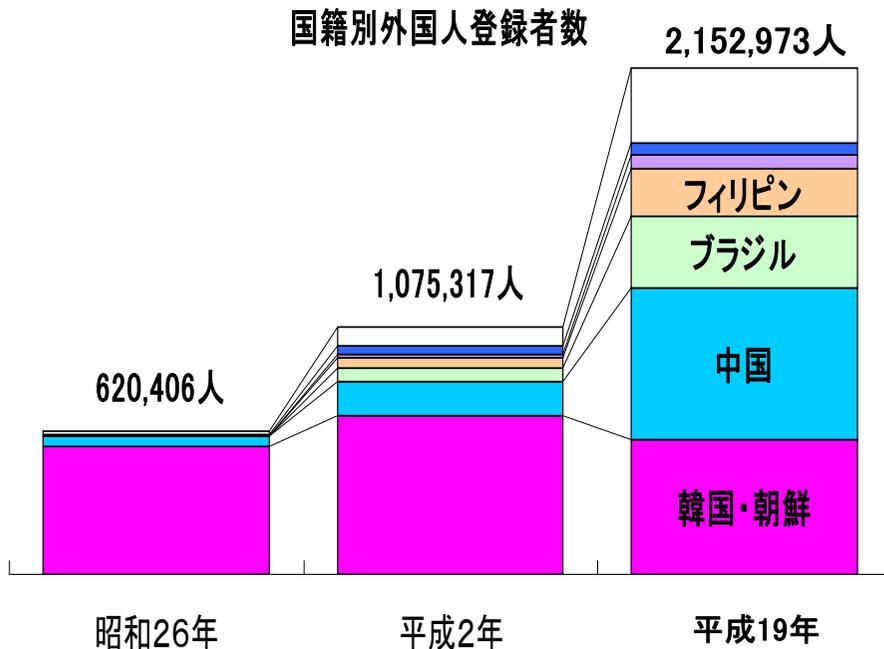
【我が国の国際化の進展】

- 新規入国者数の増加
(平成2年:293万人→平成19年:772万人)
- 外国人の構成の変化 (下のグラフ)
- 不法残留者の存在(平成20年1月1日現在:15万人)
⇒ 国内に安定基盤のない在留外国人が増加し、その中には、転職・転居を頻繁に繰り返す者もいる。



【現行制度上の問題点】

- 法務省は、上陸・在留に係る許可の申請時に外国人から情報を取得するのみで、在留期間の途中に変動があっても、外国人が法務省に届け出る義務がない。
- 外国人登録法上の申請義務違反が、入管法上の処分と結びついておらず、在留状況を継続的に把握する外国人登録制度による届出については、法務省に調査権がない。
- 不法滞在者にも外登証が交付され、在留継続を容易にしている。



日本に中長期間住んでいる外国人の在留状況(特に居住実態)が正確に把握されていない

- 就学, 国民健康保険, 児童手当等, 市区町村の行政サービスの提供に支障
- 外国人の子どもの不就学等の問題への対策困難
- 不法滞在者, 不法就労者への対策不十分
(国民の外国人への不安感が生じ, 適法に在留する外国人との共存にも悪影響)



時代に即した法改正の必要性

7 新しい在留管理制度のポイント

新しい在留管理制度は、法務大臣が外国人の方の在留管理に必要な情報を継続的に把握するために導入される制度で、そのことによって在留する外国人の方の利便性も更に向上するものです。

具体的には、我が国に中長期間にわたり在留する外国人の方に**在留カードが交付される**こととなります。また、勤め先が変わるなどした場合、届出を行っていただくことが、必要となります。

一方、**在留期間の上限**をこれまでの3年から**最長5年とする**ことや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とする**みなし再入国許可制度の導入**なども行われます。

なお、新しい在留管理制度の導入に伴って**外国人登録制度は廃止**されることとなります。

ポイント1

「在留カード」が交付されます

ポイント2

在留期間が最長5年になります

ポイント3

みなし再入国許可制度が導入されます

ポイント4

外国人登録制度が廃止されます

新しい在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人（以下「**中長期在留者**」といいます。）で、具体的には、日本人と結婚している方や日系人の方（在留資格が「日本人の配偶者等」や「定住者」）、企業等にお勤めの方（在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務」など）、技能実習生、留学生や永住者の方等が対象となり、観光目的等で我が国に短期間滞在する方は対象となりません。

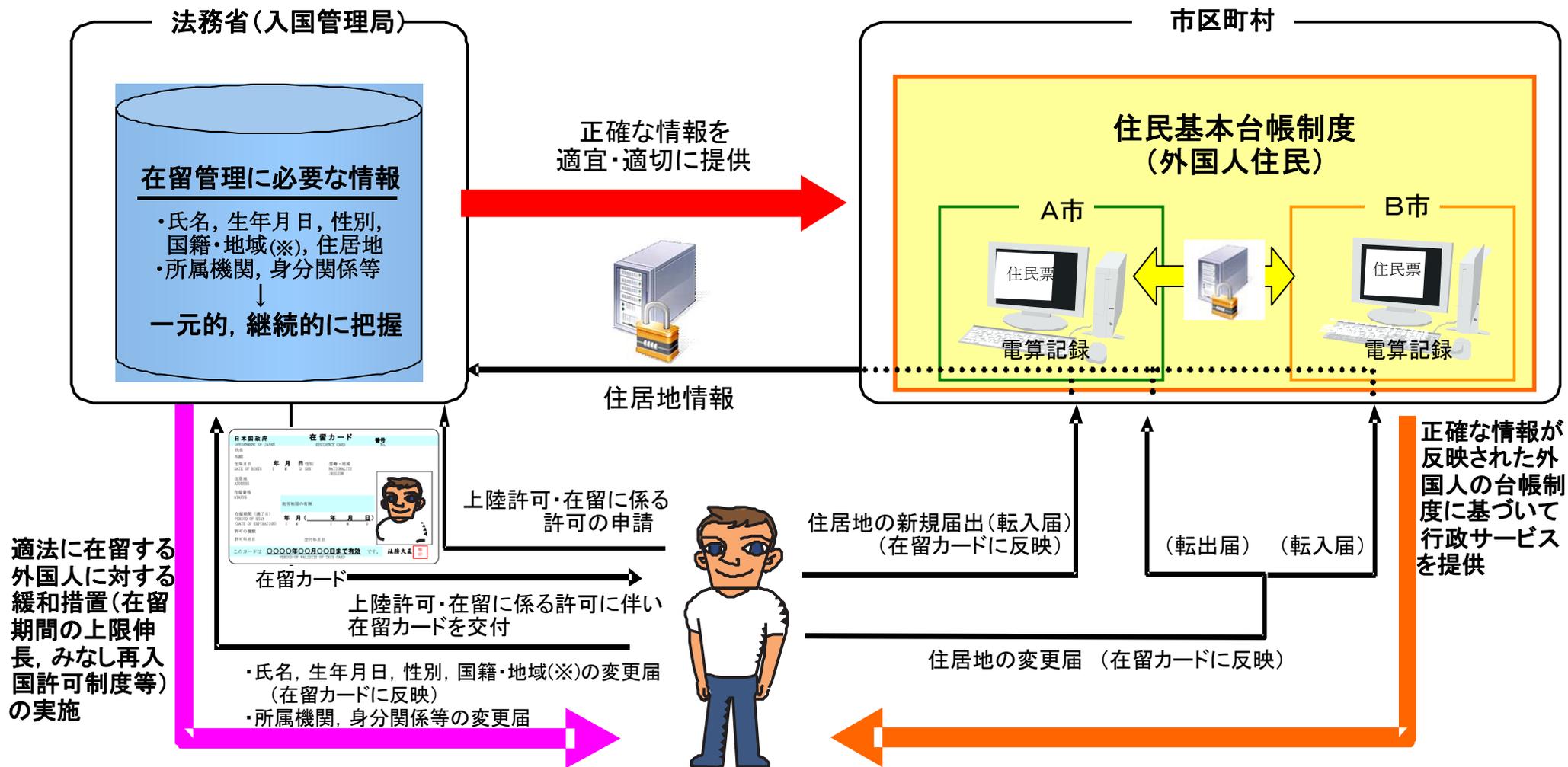
対象者は次の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人（注）
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

(注) 特定活動の在留資格が決定された者であって、亜東関係協会の本邦の事務所の職員若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はそれらの職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を指定されたものが定められています。

(参考) 新しい在留管理制度とは

- これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた在留状況の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた在留状況の把握を基本的にひとつにまとめて、法務大臣が中長期在留者の在留状況を継続的に把握する制度の構築を図るもの。
- 平成24年7月9日から施行。



(※) 入管法第2条第5号ロに規定する地域。